

上田城復元推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、上田城復元推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、市民のよりどころとなる上田城の復元に向けた機運醸成、市内外への情報発信及び文化財としての価値の向上、活用に資する事業等を行い、もって上田城のコンテンツを核とした観光誘客とまちなかの賑わい創出、及び地域の活性化につなげることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 上田城復元に関する情報発信
- (2) 機運醸成及び普及啓発に関する事業
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 協議会は、別表に記載する団体で構成し、各団体から選出された者が会員となる。

2 会員は正会員及び賛助会員で構成する。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、上田市長を充てる。

3 副会長のうち1名は、上田市教育長を充て、他の1名及び監事は、会長が指名する。

(オブザーバー)

第6条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、その専門性等を考慮し、必要な個人又は団体の者を会長が指名する。

3 オブザーバーは、会長の求めにより、会議に出席し、意見を述べることができる。

(職 務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、業務の執行状況及び会計について監査する。

(総会)

第8条 協議会の総会（以下「総会」という。）は、会長が招集することとし、会長は、総会を主宰する。

2 総会は、会員のうち、正会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。なお、賛助会員及びオブザーバーは議決権を持たない。

4 総会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(総会の議決事項)

第9条 総会は、次に掲げる事項を審議決議する。

(1) 前年度の事業報告及び決算に関する事項

(2) 当該年度の事業計画及び予算に関する事項

(3) 規約の改正に関する事項

(4) 役員を選任に関する事項

(5) その他協議会の運営に関する重要事項

(財務)

第10条 協議会の運営及び事業実施に要する経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、令和6年度の会計年度は、協議会の設立の日から令和7年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 協議会の運営及び事業実施のため、上田市櫓復元推進室に事務局を置く。

(解散)

第12条 協議会は、所期の目的を達したとき、会員の総意に基づき、解散するものとする。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、協議会の設立の日（令和6年3月27日）から施行する。

附 則

この規約は、令和8年5月27日から施行する。

別表（第4条関係）

団体名
上田市
上田市教育委員会
上田商工会議所
長野県上田地域振興局商工観光課
上田・城下町活性会
上田市自治会連合会
上田市文化芸術協会
一般社団法人 上田青年会議所
一般社団法人 信州上田観光協会
公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会 東信支部 上田地区
上田市商工会
真田町商工会
丸子文化協会
真田町文化協会
上田藩主松平家ゆかりの子孫や藩主に関心のある有志などでつくる明倫会